

11

昭和50年11月1日

第102号

編集と発行
鹿児島市広報部
鹿児島市山下町11番1号 〒892
市役所のでんわ ☎1111

かごしま 市民のひろば

市の人口（推計）

人口総数	454,673人
男	214,532人
女	240,141人
世帯数	148,146世帯
(50.10.1現在)	



ごみ収集

甲突川以東
清掃事務所 ☎3021

甲突川以西
同田上支所 ☎8513

谷山地区
谷山支所市民課
☎2111

東桜島地区
東桜島支所
☎2111
☎2040
☎8452

不燃物（旧市内全域）



上・下水道の相談

水道局 ☎7141

谷山営業所 ☎5211

吉野営業所 ☎2992

東桜島事務所 ☎2154

水道の故障、工事、料金のことや、排水設備・水洗便所の工事、故障など。



スポーツ施設の 利用申し込みは

市運動場事務所
☎6610

市営鴨池野球場
〃 庭球場
〃 補助グラウンド

市鴨池水泳プール ☎1288

市東開庭球場 ☎5572

市内各公園内のスポーツ施設
☎241111 内線 450

県総合体育センター
陸上競技場、庭球場、野球場、
体育館、補助グラウンド、緑地公園
球技場の使用申し込み。
☎0146

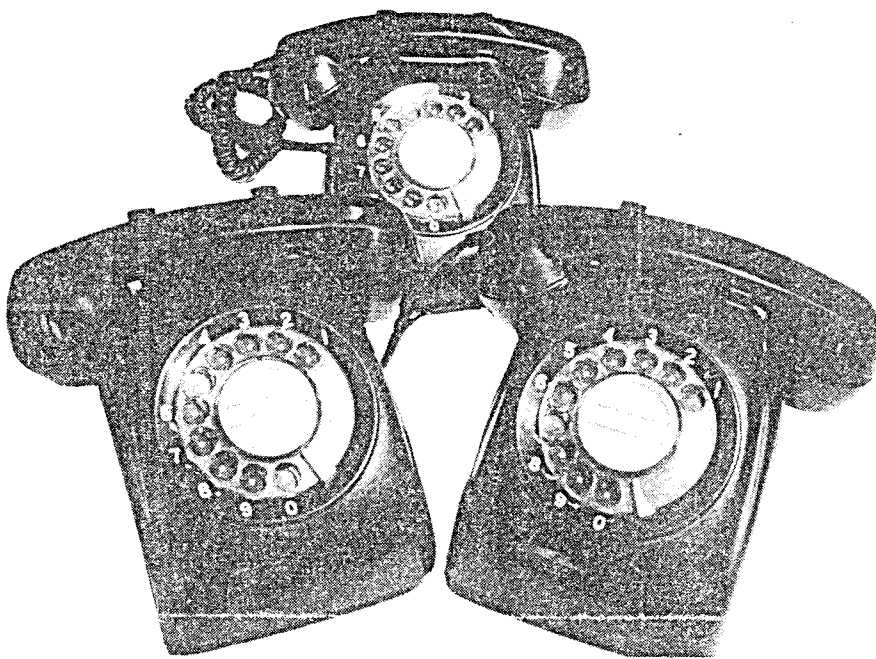
以上のほかに、市には、労働相談、
内職相談、雇用相談、計量相談など各
種の相談窓口がありますが紙面の都合
で掲載できませんでした。これらの場
所、時間等については、市役所別館1
階の市民相談室（☎241111内線224）へ
おたずねください。



戸籍、住民票の 電話申し込みは

市 民 課
☎2266～2267
☎241111 内線551、552

戸籍の謄本、抄本、附票の写し、住民
票の写しの申込みは電話でもできま
す。前もって電話で申込みされると係員が
作成し、交付窓口（20番）に回してい
ますので、あまり待たずにとれます。



健康相談

中央保健所 ☎2321
山下保健所 ☎241111
内線 491・492

健康一般、妊娠婦、乳幼児のこと、精
神衛生のことなどお気軽に。



建築一般、日照 相隣問題等相談

建築指導課
☎241111 内線 434

建築をする場合の手続き、日照、電波
障害、隣地との関係などの相談。



し尿の収集や し尿浄化そう

環境事業部業務課
☎241111 内線 373
☎8451 498

くみとりの申込みや料金、浄化そうの
ことなど。



結婚相談

中央公民館3階
☎23467

若い男女はもちろん、中高年齢者で結
婚を希望し、相談したいとき。



消費生活相談

くらしの課
☎241111 内線 326
395

買物や商品などの相談、苦情、消費生
活講座、廃品回収、不用品交換、その
ほか、消費生活に関すること。



余暇相談

くらしの課
☎241111 内線 326
395

余暇を有効に過し、生き甲斐のあるく
らしをもとめるため、余暇活用のいろ
んな相談に応じます。



一般相談

市民相談室
☎241111 内線 245

市役所など行政に対する苦情や要望、
日常お困りのこと（例えば、借地、借
家、相続、離婚）などについて、毎日
市の係員が相談に応じます。



法律相談

市民相談室
毎週火曜日12時受付

借地借家、相続、婚姻、離婚、契約一
般、その他法律上のことについて、市
の顧問弁護士が相談に応じます。



税務相談

市民相談室
毎月第1木曜日午後

国税、地方税など税金のことについて
税理士が相談に応じます。



交通事故相談

市交通事故相談所
☎241111 内線 371

交通事故による被害者、加害者双方の
なやみごとや、保険金請求手続きなど

「ハイ」こちら

生活サービス課

☎241111内線259

こんなときは、すぐ生活サービス課へ

■道路の陥没、舗装道路の穴などで危険なとき、または通行に支
障があるとき ■側溝が破損しているとき ■道路や公共用地等
の通行、使用等に支障があるとき ■ごみ、木ざれ等で側溝の流
れが悪く、自分たちでは手におえないときなど。
市民の皆さんから連絡を受けると、すぐ現場にかけつけ、その場で
応急処理し、すぐやれないものについては担当課と連絡を取り、今
後の方針等をくわしく説明します。



この菊の名は「めづるやうな丹精」と（写真）

「料理教室」受講生募集

申込みは十三日まで

働く若者が仕事の余暇を楽しんでいただきます。

しく過ごしながら、必要な知識技術を習得し、社会人としての成長と併せて若人同志が親睦を深めることを目的に勤労青少年のための「料理教室」をことしも次のとおり開設いたします。

資各

市内に居住しているか、市内の事業所に働く十五歳以上二十五歳以下の勤労者で勤労青少年ホーム利用証の交付を受けている方。

○受講料

無料です。ただし教材費などの実費については各自負担

この写真はあなたのある日ある時です。写真に写っているご本人は市役所広報課（☎②）一一一一内線三九三）



◎ ◎ ◎
これはあなたです
◎ ◎ ◎ ◎ ◎

使用は正しく――

最近、住宅の新築などによってし尿浄化そうを設置されるご家庭が増えています。

これらの浄化そのものの維持管理は法律によって毎月一回保守点検をするなど正しい管理を義務づけられています。

取扱ひについては次のことに注意して他人にめいわくのかからないように注意しよう。

○日常の点検、注意

①空気の出し入れ口をふさ

使用しないでください。
どうしても、おちにくい

問合せ 市環境事業部（☎
②④ 一一一内線三七三）へ

未満の障害者（ねたきり老人など）で、次のどれかに

と第三者の行為で負傷した
届け出てください。

[illegible]

自然に親しむ会
家族づれ、グループで参加しよう。

と き 11月23日(日) 午前10時
と ころ 鳥帽子岳自然遊歩道平川動物公園コース
(集合は動物公園入口付近)

参加申込み問合せ
11月15日(土)まで電話またはハガキで
市内山下町11-1(〒892)
市自然あいご課へ ☎241111内線253

していない方の治療や、保険のきかない治療は対象になりません。治療費が無料になる方でもまだ申請の手続きをしていない方や無料になる資格を得られなかった方は早目に申請してください。

◇対象者 国民健康保険の被保険者または各種の社会保険の被扶養者で、本市に住民登録をしていて、(ア)・(イ)

か、各種共済組合法などの一級、二級の方など

◆申請の方法

(7)申請に必要なもの①印かん、健康保険証、所得証明書(用紙は老人福祉課にあります)、障害の程度を証明するもの(年金証書、身体障害者手帳など)

(8)手続きするところ①市老人福祉課(☎24—1—11内)

す。みんなそろっ
市民ハイキング大会
11月23日午前9時30分(雨天の場合は24日)
皆与志小
皆与志農協～展望台～三重岳頂上～みかん山

科目と内容

科 目	定員	講座期間	曜 日	時 間	講座内容
料理 A	40人	12月から 3月まで (15回30 時間)	月曜日	18:00～ 20:00	家庭料理 季節料理
〃 B	40人	〃	金曜日	18:00～ 20:00	和・洋・中華
〃 C	40人	〃	日曜日	14:00～ 16:00	の基礎コース

俳句短歌の入選作決まる



市内古里公園、南洲墓地に設置されている俳句、短歌ポストを開函しました。これは、鹿児島を訪れる観光客に、鹿児島の印象を俳句、短歌によせて、ポストに投函していただき年に四回開函しています。

今回は、俳句四十七句、短歌三十九句のうちから次の作品が入選に決まりました。

消費者は、商品やサービスなど消費生活の中で困っている問題をいろいろ持っています。通産省では、消費生活の改善を図るため苦情処理の制度をもうけています。

身近かな
などハガ
およせく
あて先は

私書箱一 号

〒100 東京都中央郵便局私書箱一 号通産産業省」です。通信を受けた場合は、通産省から業務委託をしている日本消費者協会が関係業界や会社などの協力をえて調査し回答いたします。

苦情や相談
キや手紙で
ださい。

老人医療費(無料)の申請

手続きは早目に

市では、お年寄りのために老人医療費無料制度を実施しています。この制度は、お年寄りが治療を受けられたとき、健康保険で支払われる額との差額を公費で負担し、治療費が無料となるものです。

該当する方 ①国民年金法の一級、二級の方、②身体障害者福祉法の一級、一級、三級又は四級のうち音声言語機能障害者と下肢障害者の一号、三号、四号の方、③厚生年金保険法の方、



〇 皆与志町果
 11月15日方
 連絡先

〇 谷山地区区
 11月1日方
 連絡先

皆与志農協

共同好会
、土、日、祝祭日の
☎382350 皆与志
日共同みかん園
、土、日、祝祭日の
☎682201 谷山北

休日祝日在宅医さん

(診療時間午前9時から午後5時まで)

11月9日(日)

内 科 (小児科)

内科 桑田病院 (中 町) ㉔ 1343

桑 畑 医 院 (上荒田町) ㉔ 8322

外 山 科 医 院 (伊 敷 町) ㉔ 2519

岡 崎 医 院 (紫原1丁目) ㉔ 4272

内 科 三宅病院 (上福元町) ㉔ 3512

外 科 (整形・皮・泌を含む)

外 科 宇野病院 (西千石町) ㉔ 2096

柚 木 外 科 (郡元1丁目) ㉔ 6764

亀 甲 診 療 所 (平之町) ㉔ 0739

入部整形外科医院 (和田町) ㉔ 3123

産婦人科

奥田産婦人科(鴨池2丁目) ㉔ 5338

眼 科

大 山 眼 科 (宇宿1丁目) ㉔ 6493

耳 鼻 科

久 木 耳 鼻 咽 (大 竜 町) ㉔ 6886

喉 科 医 院

11月16日(日)

内 科 (小児科)

山 下 医 院 (鼓 川 町) ㉔ 3010

高 山 病 院 (山之口町) ㉔ 0888

岩 下 医 院 (原 良 町) ㉔ 3987

山 口 内 科 (下荒田3丁目) ㉔ 8313

内 科 小 児 科

内 川 小 児 科 (谷山塩屋町) ㉔ 0211

休日祝日診療在宅医は
☎(58) 2323でお
しらせしています。
保健所

科(整形・皮・泌を含む)

上相良病院(松原町)㉔ 1800

赤崎医院(西田町)㉔ 1363

形外科病院(下荒田4丁目)㉔ 2720

兄玉整形外科医院(上福元町)㉔ 3001

産婦人科
長野産婦人科(紫原2丁目)㉔ 7890

眼科
眼科高野医院(長田町)㉔ 9429

耳鼻科
伊東医院(真砂町)㉔ 4179

11月23日(勤労感謝の日)

内科(小児科)

水落医院(真砂本町)㉔ 7577

飯山病院(上荒田町)㉔ 2528

岩谷城医院(原良町)㉔ 9780

天保山内科(天保山町)㉔ 7597

藤田医院(上福元町)㉔ 3593

外科(整形・皮・泌を含む)

本庄病院(下荒田1丁目)㉔ 2951

山元医院(春日町)㉔ 7215

整形外科白坂病院(中央町)㉔ 3161

黒川外科医院(南栄町5丁目)㉔ 2220

産婦人科
植村病院(伊敷町)㉔ 1730

眼科
松元眼科(鴨池1丁目)㉔ 1367

耳鼻科
橋本医院(紫原2丁目)㉔ 6803

11月24日(月)

内科(小児科)

沖野病院(西千石町)㉔ 3238

佐藤医院(新屋敷町)㉔ 3665

松野内科(田上町)㉔ 5220

コバ小児科医院(山下町)㉔ 5706

徳永医院(谷山塩屋町)㉔ 4135

外科(整形・皮・泌を含む)

神園外科病院(南林寺町)㉔ 2707

八幡医院(荒田1丁目)㉔ 8299

永吉医院(東千石町)㉔ 9682

相良医院(上福元町)㉔ 3344

産婦人科
堂園光義産婦人科(高麗町)㉔ 0303

眼科
井後眼科医院(小川町)㉔ 838

耳鼻科
耳田医院(上福元町)㉔ 3315

11月30日(日)

内科(小児科)

林小児科医院(上本町)㉔ 3928

江夏医院(甲突町)㉔ 6300

白石内科病院(薬師町)㉔ 0101

坂元内科(下荒田1丁目)㉔ 5511

市米病院(上福元町)㉔ 2155

外科(整形・皮・泌を含む)

較島病院(西千石町)㉔ 2277

今村外科医院(薬師町)㉔ 9111

前原整形外科(易居町)㉔ 0085

制原医院(上福元町)㉔ 4426

産婦人科
吉謝産婦人科医院(東千石町)㉔ 0503

眼科
崎元眼科(東千石町)㉔ 6627

耳鼻科
下ガタ耳鼻科(荒田1丁目)㉔ 3231

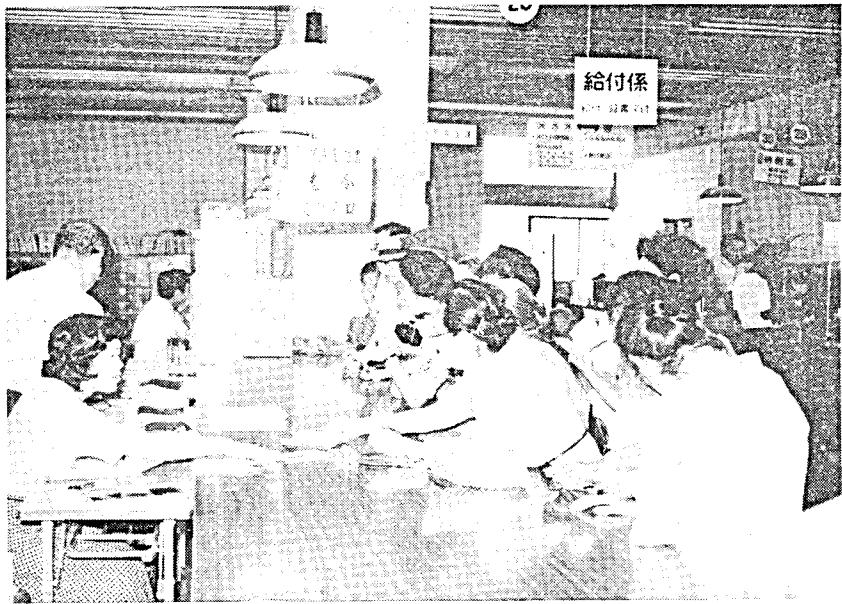
咽喉科

老後の生活安定のために

最後のチャンス

特例納付は十二月末日まで

現在、国民年金に加入している人はもちろん、過去に加入していたが、現在は加入者でない人、(例えば六十歳以上の人)で、保険料の未納がある人は、保険料を納めることが



国民年金の手続きは市役所別館一階の国民年金課および各支所で

できます。これを特例納付といえます。また、昭和三十六年四月以降に当然加入していただければならなかった人で、まだ加入していなかった人もこの特例納付の適用をうけて、加入し納入することができます。特に、明治四十四年四月二日から、昭和十五年四月一日までに生まれた人は、この機会を失うと、将来、年金をうけることはできません。ぜひ、この機会に年金をうけられるよう手続きをしてください。この期限は、あと二か月です。納める保険料は、特例納付のできる期間分（昭和四十八年九月以前の分）は、月額九百円で今年の十二月末日までに一括して納めるか、または、分割でも納められます。

老齡年金をうけるには、保険料を納めた期間と、保険料の免除をうけた期間とが、合わせて最低二十五年以上（ただし、表一のとおり、昭和五年四月一日以前に生まれた人には、その人の年齢によって、最低の納付年数がちがいます）なければ、年金がうけられないことになります。

老齡年金をうけるに必要な納付年数は満たしていても、未納の保険料があるために、年金をうけるために必要な最低年数が不足し、せっかく、永い期間納めた保険料が、役に立たなくなる場合もありますので、保険料は、納め忘れないようにしてください。（年

保険料は納め忘れないように

金をうけるために必要な最低年数が、一か月でも不足すれば老齢年金は、うけられませんが、国民年金は住民を対象とする年金制度ですから、自分で指定された金融機関に納める

現在の保険料

○基本保険料	千百円
○付加保険料	四百円

老齡年金をうける
に必要な最低年数

老齡年金をうけるためには、国民年金に加入した月から国民年金の被保険者である期間は、保険料を納めなければなりません。

表一について説明をしますと、(A)欄については、昭和五年四月一日以前に生まれた人には、その人の年齢によって二十四年から十年に短縮されています。(B)欄は、それぞれの年齢によって、六十歳に達するまで、今から納めることのできる年数です。

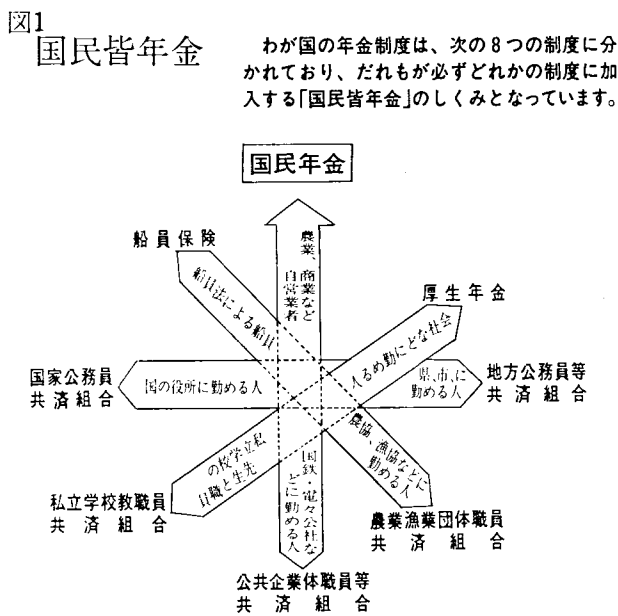


図1
国民皆年金

表一 老齡年金受給資格の年数と年金額

生 年 月 日	最低納付年数 (A)	60歳までの年数 (B)	(A)のときの年金額 (C)
明治44年4月2日以降	10年	なし	212,250円
大正5年4月2日～大正6年4月1日	11年	1年	186,780円
大正6年4月2日～大正7年4月1日	12年	2年	197,393円
大正7年4月2日～大正8年4月1日	13年	3年	207,756円
大正8年4月2日～大正9年4月1日	14年	4年	217,910円
大正9年4月2日～大正10年4月1日	15年	5年	227,890円
大正10年4月2日～大正11年4月1日	16年	6年	237,720円
大正11年4月2日～大正12年4月1日	17年	7年	247,423円
大正12年4月2日～大正13年4月1日	18年	8年	257,016円
大正13年4月2日～大正14年4月1日	19年	9年	266,513円
大正14年4月2日～大正15年4月1日	20年	10年	275,925円
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	11年	285,264円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	12年	298,848円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	13年	312,432円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	14年	326,016円
昭和5年4月2日以降	25年	15年	339,600円

国民年金の問合せ先

市役所国民年金課
☎241111 内線330～333
伊敷支所 ☎292111

■ 谷山支所 ☎(69)2111

■ 東桜島支所 ☎(21)2111

どんな人が国民年金に

加入するのでしょうか

国民年金には、必ず加入しなければならぬ強制加入と本人の希望によって加入できる任意加入とがあります。

●必ず加入しなければならない人(強制加入)

二十歳から六十歳未満の日本国民で、国内に住所を持ち次のアからエまでの、どれにも該当しない人

ア、厚生年金などの被用者年金制度の加入者と、その配偶者

イ、年金や恩給などを、受けることができる人と、その配偶者

ウ、地方公共団体の議会の議員とその配偶者

エ、昼間の大学生

●希望すれば加入できる人(任意加入)

二十歳から六十歳未満の日本国民で、国内に住所があり次の①②③の人。

①被用者年金制度に加入している人の配偶者(いわゆるサラリーマンの奥さん)

②昼間部の大学生

③被用者年金制度から老齢年金、障害年金などがうけられる人と、その配偶者

④地方公共団体の議会の議員とその配偶者

⑤被用者年金制度から遺族年金がうけられる人

保険料の免除

●申請して免除されるとき

生活が苦しくて保険料を納められない人や、不慮の災害にあったりして特別な事情のある人は、申請が認められた場合に免除されます。

●法定で免除されるとき

生活扶助を受けている人、障害年金、障害福祉年金や母子(準母子)福祉年金をうけている人などは、保険料の納入は免除されます。

国民年金の手続き

国民年金制度は、個人を対象とした制度ですから、市民

りません。さて、あなたは今年から六十歳まであと七年は納められますが、老齢年金をうけるためには、最低必要な納付年数が定められています。

原則として二十五年以上ですが、現在四十五歳以上の人に

ついては、表一に掲げてあるように、年齢によって、その期間が短縮されていますので

あなたは、最低納付年数が十七年あれば、最低の年金は確保できます。

従って、過去十年分の保険料をさかのぼって今年の十二月末日までに納めないと、老齢年金を受ける資格はあ

りません。また、国民年金の納付が始まった昭和三十六年度分

から昭和四十九年度分までの



年金旅行

一人一人が自から加入し、保険料を納めなければなりません。次のようなとき手続きが必要

保険料を納め忘れるとどうなる...

保険料を納期限までに納めていないと、万一、交通事故などにあった場合など障害年金や母子年金がうけられない

ことがあり、また、納期限から二年たつと、あとで納めた

くても納められなくなり、将来、老齢年金がうけられない

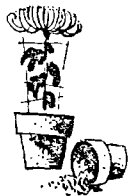
ことがあります。

ただし、今回の法律の改正によって、二年以前の未納保

険料を特例で、今年の十二月末日までに納めることができ

ます。必ず、納期限内に納めるようにしてください。

五年年金の手続き



五年年金の加入者で、五年分の保険料を納め終えて、六十五歳になっている人で、年金をうける手続きをしていない人は、国民年金課または、支所で早く請求の手続きをして

表二 福祉年金が10月から増額

年金の種類	旧年金額	改定額
老齢福祉年金	90,000円	144,000円
老齢特別給付金	66,000円	103,000円
障害福祉年金	1級 135,600円	216,000円
	2級 90,000円	144,000円
母子福祉年金	子1人 117,600円	187,200円
	子2人 127,200円	196,800円

福祉年金のあらましと

併給制限、所得制限の緩和

れます。

国民年金制度は、保険料を掛けるという拠出制の年金が中心であり、拠出年金が始められた昭和三十六年四月一日に五十歳をこえた人、(明治四十四年四月一日までに生まれた人)は、加入して生まれた人)は、加入して保険料を掛ける期間も短かく、また、すでに身体障害の人、母子世帯の人は保険料を掛けて年金をうけるわけにもいきませんので、これらの人については全額国の負担によって年金を支給しようというのが福祉年金(老齢、障害、母子など)です。

福祉年金は、受給権のある人すべてに支給されるものでなく、ある程度生活にゆとりがあると認められる人などには支給がとめられることになっています。その主なものは次のとおりです。

1、公的年金をうけているとき

受給権者が恩給や厚生年金などの公的年金をうけることができるときは、福祉年金は支給されません。

ただし、次の場合は支給され

ます。

2、所得があるとき

五月から、表三のとおり所得制限が緩和されました。

福祉年金をうけている人は毎年五月期の支払いをうけたら、年金証書の表紙に記入してある日程に従い、証書と印かんを持って、必ず届け出をしてください。この届けをし

ないと、九月期以降の年金はうけられません。

また、今年の届け出をしていない人は、国民年金課、または、支所に急いで届けをして

ください。

拠出年金も九月から改定

国民年金に加入し、保険料を納め終えて、年金をうけるようになった人の年金額が、昨年度に引き続き、本年度も物価の変動にスライドして、

表三 本人及び配偶者、扶養義務者の所得限度額(50年5月から)

種別	扶養人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人の所得	老齢福祉年金	600,000円	762,500円	982,500円	1,202,500円	1,422,500円	1,642,500円
	母子福祉年金	1,632,500円	1,852,500円	2,072,500円	2,292,500円	2,512,500円	2,732,500円
配偶者、扶養義務者の所得		6,049,300円	6,303,800円	6,526,800円	6,746,800円	6,966,800円	7,186,800円

二一・八%増額され九月から表四のとおり実施されました

年金の種類	旧年金額	改定額
老齢年金	10年年金 174,150円	212,250円
	5年年金 111,453円	135,840円
障害年金	1級 343,300円	424,500円
	2級 278,640円	339,600円
母子年金	子1人 278,640円	339,600円
	子2人 288,240円	349,200円
遺児年金	278,640円	339,600円

12月分から新料金で

水道料金・下水道使用料

九月の定例市議会水道料金および下水道使用料の改定がきまり、十二月分から新料金を適用することになりました。今回の改定は、市民生活にかかすことのできない水の確保および下水道施設の整備を図るとともに、諸物価の上昇により悪化した経営の健全化を図るためのものです。水道料金、下水道使用料の改定は、みなさん方の家計に直接ひびくことになり大変ご迷惑をおかけしますが、改定の主旨をよくご理解いただきよろしくご協力をお願いします。

水道料金

鹿児島市の水の需要は、人口の増加、建築物の高層化、生活水準の向上などによって年々増えています。このため浄水場や配水池などの水道施設を建設するには、たくさんの資金が必要です。

その資金のほとんどを国や銀行からの企業債という借入金でまかなっています。水道事業は、経費のすべてを水道料金の収入でまかなわなければならない独立採算制のため、水道局では検針



や集金業務、修繕の民間委託をはじめ、水道料金の口座振替の促進、水源、配水池の自動化など省力化を行うほか、経費の節減をはかるなどして経営の健全化に努力してまいりましたが、企業内の努力だけではとうてい財政の建て直しを達成することができなくなりましたので今回水道料金の改定をお願いすることになりました。

料金の計算方法

水道料金の計算方法は、従来と同じく基本料金に従量料金を加えた金額ですが、今回の改定において、新たに従量料金について、三つの口径別格差区分を設け、メーター口径十三ミリメートル、二十ミリメートルを第一区分、同二十五ミリメートルを第二区分、同五十ミリメートルを第三区分として、家庭用を主とする第一区分の従量料金はできる限り上げ幅を低くおさえ、第二区分、第三区分の従量料金は小規模企業等への影響を考慮してそれぞれ適正な単価を定めました。なお、公衆浴場の料金については、公衆衛生、利用者保護の面を十分考慮して、一か月二百トンまでの使用水量の従量料金は現行のまま据え置くとともに、今回の改定においては、学校など公設プール用の料金を設け、児童生徒の保健体育、衛生面も考

表二 給水負担金表

メーターの口径	負担金の額
13ミリメートル	25,000円
20ミリメートル	60,000円
25ミリメートル	95,000円
40ミリメートル	270,000円
50ミリメートル	530,000円
75ミリメートル	1,300,000円
100ミリメートル	2,500,000円
150ミリメートル以上	各口径に応じて管理者が別に定める額

給水負担金を改定

料金改定に伴い、給水負担金も同時に改定します。給水負担金は水道料金が市民生活に及ぼす影響を考慮し、差額を納めていただきます。

表一 水道料金表（2か月分料金）

用途	一般用								公共浴場用			公設プール用	
	基本料金	13	20	25	40	50	75	100	150以上	一世帯につき	13	20	25以上
基本料金	620	980	1,320	3,000	6,000	14,000	26,000	58,000		420円	620	980	1,320
従量料金		121 41 20 40 60 m³	61 101 100 200 m³	201 101 100 200 m³	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき	1m³につき		1m³につき	1m³につき	1m³につき
料金		1045 70 100 円	75 90 110 円	110 円	20 45 70 100 円	35 円	50 円	55 円	75 円				
備考	(例) 口径13mmの一般家庭で、2か月の使用水量が40m³の場合 基本料金……620円 従量料金……110円(20m³×10円=200円 20m³×45円=900円) 合計……1,720円になります。												

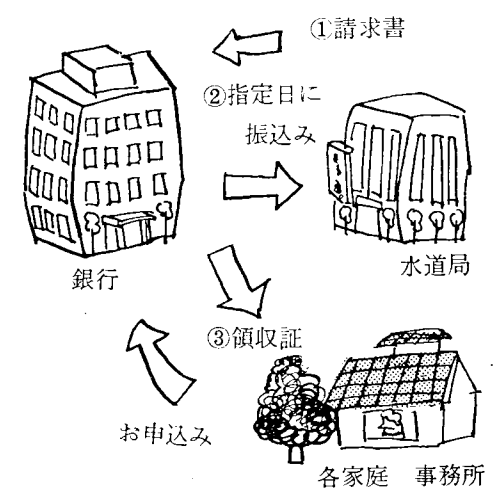
料金を低くおさえています。市議会で議決された水道料金は、一か月分の料金であり、但し、本市では二か月に一回メーターを検針して、二か月分の料金を納めていただきます。

水道料金のお支払いは ぜひ口座振替で！

- 最初一回の手続きで
- 支払日を気にする必要がなくなります。
 - 支払金額を現金で用意するめんどうがはぶけます。
- お申込みは

最近の水道料金領収証とご預金にお使いの印鑑をお持ちのうえ右の金融機関のうち、あなたがご利用の金融機関にお申込みください。手続は簡単です。

取扱金融機関(順不同)
鹿児島銀行、旭相互銀行、
鹿児島信用金庫、鹿児島農
業信用金庫、鹿児島市農
業協同組合



下水道使用料

下水道事業も水道事業と同様に、諸物価の上昇により、汚水処理に必要な電気料金等の動力費、薬品費などの値上りが激しく、経営は日増しに悪化してきています。

そのため、事業内部においても、経費の節減、業務の民間委託など、経営の合理化を行い、経営の健全化に努めてきました。

排出量に応じて高く

しかしながら、異常な諸物価の値上がりが続く中で、料金改定が市民生活に及ぼす影響を考慮して、昭和四十九年度に実施を予定していた下水道使用料の単価は安くなるしく

みであったものを、今回の改定では、排除汚水の量が多くなるほど、単価が高くなるしくみに変えております。

家庭や事務所から、排出された汚水を、処理場で、きれ

下水道使用料の計算方法

今回の改定で、下水道使用料の計算方法が従来の場合と少し変わっていますので、次に説明します。

まず、下水道使用料の対象となる排除汚水の量は二か月に一回の水道メーターの検針によって出た水道の使用水量（水道水以外の井戸などの水を使用している場合はその水量を加算します）を均等に割った一か月の水量です。

こうして割り出した汚水量に表記載の一立方メートル当りの使用料単価を掛け、一か月の分をそれぞれに計算して、二か月の分をいっしょにお支払いいただくこととなります。

この均等割りの計算において、一トンの端数が生じた場合には、その一トンは前の月分として計算します。

用途	排除汚水量 (1か月)	1 ^{m³} 当りの 単価
一般用	30 ^{m³} まで	28円
	30 ^{m³} を超え 40 ^{m³} まで	30円
	40 ^{m³} を超え 50 ^{m³} まで	32円
	50 ^{m³} を超え 100 ^{m³} まで	35円
	100 ^{m³} を超え 500 ^{m³} まで	47円
	500 ^{m³} を超え 1000 ^{m³} まで	48円
	1000 ^{m³} を超え るもの	49円
衆用 公浴場	—	4円

上・下水道の工事は 必ず、指定工事店へ

新しく水道をひいたり、下水道の排水設備や水洗便所の工事をされるときは、必ず、市の水道局の指定を受けている工事店（鹿児島市水道局指定工事店）にお申し込みください。（指定工事店には、下記のような看板を取り付けています）

指定工事店でない者が
が工事をしますと……

○工事の設計や使用する材料、技術が水道局で定める基準に合っていないと、すぐ破損したり、水道管の中に異物が混入したりして非常に危険です。

○その工事は、無届工事になりますので、条例によって給水の停止を受けたり、一万円以下の過料を科せられます。そのうえに、工事のやり直しをしていただきま

すので、工事費は倍以上かかることとなります。

すでに、公共下水道が施設された処理区域内では、家庭の台所や風呂場や手洗い、事務所、工場、浄化槽などから流れる汚水を側溝や水路などに流してはいけません。とになっていきますので、排水設備を設置して、公共下水道の汚水管に流すようにしてください。

また、くみ取り便所は早く水洗便所に改造してください。い町づくりのためにお互い協力いたしましょう。

処理区域内のくみ取り 便所は早く水洗便所に

現在、水洗便所の改造工事費は一般住宅の場合二十三万円、二十五万円程度です。そこで、水道局では、少しでも市民のみなさんの便宜をはかるため、六十回の月賦払いも採用しておりますので、このような制度もご利用いただき、地域ぐるみで排水設備（水洗便所）を設置し、健康で明るい町づくりのためにお互い協力いたしましょう。

指定工事店
指定第〇〇号
鹿児島市水道局

下水道は正しく使いましょう

◇雨水が汚水マスなどに流れ込みますと、付

近の汚水管がいつぱい

になり、汚水の流れを

妨げるほか、処理場で

は、汚水以外の多量の

雨水が流れ込むため、

パンク状態になり、汚

水の処理に重大な支障を及ぼします

ので、雨水は下水道に流さないでください

◇野菜くず、布切れなどが排水設備に入りますと、汚水マスが詰まり、汚水の流れを妨げ、台所や部屋が水びたしになることがあります

ので、排水設備の流し台などの目皿につまったものは、そのつど取り除くように、十分ご注意ください

◇水洗便所にはトイレットペーパーなどの柔らかい紙だけを捨て、それ以外のものは備え付けの汚物入れに捨てて処分してください

◇油類（ガソリン・軽油・重油・モーター油など自動車用、機械用の廃油やベンジン・シンナー・灯油・ドライ

ス）は、下水道に流すと、下水道を正しく使わなかつたために、下水道のはたらきに支障が生じたときは、下水道法により、処罰されます

また、くみ取り便所は早く水洗便所に改造してください

い町づくりのためにお互い協力いたしましょう

現在、水洗便所の改造工事費は一般住宅の場合二十三万円、二十五万円程度です

そこで、水道局では、少しでも市民のみなさんの便宜をはかるため、六十回の月賦払いも採用しておりますので、このような制度もご利用いただき、地域ぐるみで排水設備（水洗便所）を設置し、健康で明るい町づくりのためにお互い協力いたしましょう

◇雨水が汚水マスなどに流れ込みますと、付

近の汚水管がいつぱい

になり、汚水の流れを

妨げるほか、処理場で

は、汚水以外の多量の

雨水が流れ込むため、

パンク状態になり、汚

水の処理に重大な支障を及ぼします

ので、雨水は下水道に流さないでください

◇野菜くず、布切れなどが排水設備に入りますと、汚水マスが詰まり、汚水の流れを妨げ、台所や部屋が水びたしになることがあります

ので、排水設備の流し台などの目皿につまったものは、そのつど取り除くように、十分ご注意ください

◇水洗便所にはトイレットペーパーなどの柔らかい紙だけを捨て、それ以外のものは備え付けの汚物入れに捨てて処分してください

◇油類（ガソリン・軽油・重油・モーター油など自動車用、機械用の廃油やベンジン・シンナー・灯油・ドライ

ス）は、下水道に流すと、下水道を正しく使わなかつたために、下水道のはたらきに支障が生じたときは、下水道法により、処罰されます

また、くみ取り便所は早く水洗便所に改造してください

い町づくりのためにお互い協力いたしましょう